

共同住宅に係る各戸メーター等設置に関する基準

(目的)

第1条 この基準は別に定める「共同住宅に係る各戸検針業務等取扱要綱」(以下「要綱」という。)第3条の規程に基づき、共同住宅の受水槽以下の設備に設置する各戸メーター及び集中検針方式について必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第2条 要綱に基づく設計及び工事施工にあたり、申請者は事前に図面等を提出し、小松市上下水道局(以下「局」という。)担当者と協議しなければならない。

2 前項に定める図面は、次の各号によるものとする。

- (1) メーター部分図(縮尺5分の1) メーターボックス、各戸メーター配管及び端子ボックスの位置図等を記入した平面図及び側面図
- (2) 集中検針盤配置図(20分の1～50分の1) 集中検針盤の配置位置平面図及び側面図
- (3) 集中検針盤配置図 集中検針盤における各戸メーター呼び出しの配列を記入したもの
- (4) 配列系統図 各戸メーターから集中検針盤までの配線を記入したもの

(各戸メーターの検定)

第3条 各戸メーターは計量法及び計量関係法令に適合したもので検定に合格したものである。

(各戸メーターの設置)

第4条 各戸メーターは各戸それぞれ1個設置するものとする。

2 足洗い場及び散水栓等共用で使用するものについては、各戸メーターを必ず設置するものとする。

3 各戸メーターの設置は、次の各号によるものとする。

- (1) メーターは、検針及び取り替え等に支障をきたさないように設置すること。
- (2) メーターは、側面に表示する流入方向と給水管の流入方向を一致させ逆付けないように注意しかつ水平に設置すること。
- (3) メーターは扉に平行に設置し扉の幅以内に設置すること。
- (4) パイプシャフト等同一メーター室内に各戸メーターを2個以上設置する場合は全階のメーターの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとのナンバープレートをつけること。
- (5) メーターの故障又は検定有効期間満了等で取り替えのため、メーターの上流側に止水栓を設置すること。
- (6) メーターと他の配管が近接する場合は、十分な間隔を設け、メーター取り替え等に支障がないように配慮すること。
- (7) メーターの設置場所は、漏水により階下に被害を及ぼさないように必要な措置

を施すこと。

(メーター室の設置場所)

第5条 各戸メーターのメーター室の設置場所は、共用通路に面したところで常時容易に検針できかつ維持管理上支障のないところとする。

(バルブ等の設置)

第6条 主要な立管等には立ち上がり部の近くに、維持管理上必要な系統別バルブを設置するものとする。

(集中検針装置)

第7条 集中検針装置の方式と仕様は、次の各号によるものとする。

(1) 集中検針装置、水道メーター、端子ボックス、中継端子ボックス及び集中検針盤をケーブルで接続し組み合わせたもの。

(2) 水道メーター 管理者が承認した水道メーターに水道メーター指示値読出用電気器具(エンコーダ)が内臓されたもの。

(3) 端子ボックス

ア 端子ボックスは、メーターの付属コードが取り付けられるソケット(受け口)及びケーブルの接続用端子が内臓されているもの。

イ 端子ボックスの取り付け場所は、検針口から手が届き容易に開けられる場所であること。

(4) 中継端子ボックス

ア 中継端子ボックスは、扉型で鍵のないものとし、端子台はねじ止め型のもの。

イ 中継端子ボックスの取り付け場所は、乾燥したところで容易に点検可能な場所であること。

(5) 集中検針盤(パネル)

ア 集中検針盤は、各戸に設置された水道メーターの指示数を1か所で検針する装置であり、自動切り替え、手動切り替え及び任意選択が簡単な操作によりできる自動呼び出し装置付のものとする。

イ 集中検針盤は、異常検出機能装置を内臓し配線系統の異常やミスがチェックできるものとする。

ウ パネル盤には4桁の検針値がデジタル表示されるものとする。

エ 集中検針盤の設置場所は、建物内部の玄関ホール等1階部分とし次の要件を満たすこと。

(ア) 原則として1棟に1か所設置し、直射日光のあたる場所、塵埃の多い場所、雨や雪の入る場所、有毒ガスの発生する場所等はさけ、容易に検針ができる場所であること。

(イ) 集中検針盤の高さは、床面から集中検針盤の上面までが160cm以上、170cm以下とする。壁等に埋め込む場合は、建物を壊さず取り外しができる構

造とすること。

(ウ) 集中検針盤の扉は鍵付とし、外部からほこり等が入らない構造とすること。

オ 電源は AC 電源 (100V) とし、第3種設置アース (E3) を設置すること。

(6) ケーブル

ア 水道メーターと集中検針盤を接続するケーブルは3芯又は5芯とする。

イ ケーブルの施工は、電気設備技術基準及び内線規程によるものとする。

(その他の設備)

第8条 集中検針盤設置場所と同一場所に郵便受け箱を設置し、配列順序は集中検針盤の配列順序と同一にするものとする。

2 各戸メーター及び集中検針装置等の管理上当然必要な事項は申請者及び管理責任者の責任において措置するものとする。

(費用の負担等)

第9条 各戸メーター、集中検針装置等の設置及び取り替え等に係る費用は申請者の負担とする。

(各戸メーター等の取り替え)

第10条 各戸メーターは計量法及び計量関係法令等に基づき8年で取り替えること。取り替え後速やかに検査済み証を添付し管理者へ届け出ること。

2 集中検針盤等が常に正常に作動するよう維持管理し、集中検針盤は原則として16年で更新するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項については、管理者の指示するところによるものとする。

附 則

この基準は平成28年9月1日から実施する